

第487回岡山地方最低賃金審議会

議事要旨

1 日時

令和2年8月5日（水曜日） 午後3時30分～

2 場所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A

3 出席者

公益委員 : 4人（欠席1人）

労働者側委員 : 3人（欠席2人）

使用者側委員 : 5人

4 審議事項

- (1) 岡山県最低賃金の審議について
- (2) 特定最低賃金の必要性に係る審議について
- (3) 今後の審議日程について
- (4) その他

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金の審議について

- ① 部会長から会長に岡山県最低賃金専門部会での審議結果をまとめた報告書を手渡し、部会長より通算5回の審議を経て本日結審となったが、最終的に労使の意見の相違が埋まらず、全会一致に至らなかったため、引上げ額1円の公益見解を示して賛成多数で採決したことを報告した。

- ② 事務局より報告文を読み上げた後、会長が各委員に答申の賛否を求めたところ、以下のとおりの結果であり賛成多数であったため報告文に基づき局長に答申した。

(採決結果)

賛成（会長を除く公益3名、労側3名、使側0名、計6名）

反対（公益0名、労側0名、使側5名、計5名）

(2) 特定最低賃金の必要性に係る審議について

- ① 会長より前回の事務局からの説明で、「特定最低賃金の必要性が認められるということは、有額、すなわち、1円以上又はマイナスを前提としていること」と、必要性審議を丁寧に行う手法として「小委員会又は必要性審議のための専門部会を設置する方法もあること」の説明があったことを伝え、事務局に対してこれについての情報や提案を求めた。
- ② 事務局より、直ちに必要性の答申が得られない場合に「必要性審議」に関する専門部会を7業種立ち上げる方法をフロー図に基づき説明した。
- ③ 会長より各委員に意見を求めたところ、以下の意見があった。

【使用者側委員の主張】

各業種の状況について確認した結果、特定最賃を引き上げる必要性がないため、必要性に関する専門部会を開いて議論するまでもなく、必要性の有無を本審議会で採決していただきたい。

【労働者側委員の主張】

事務局案（必要性の専門部会方式）を否定しているわけではなく、各業種ごとに委員が集まって議論していただきたい。

- ④ 労使の意見を踏まえ、必要性の有無を7業種個別に採決することとなり、7業種全てについて労働者側全員が必要性あり、使用者側全員が必要性なしと判断し、全会一致に至らなかった。
よって、7業種の特定最低賃金については、必要性有りとの結論に達しえなかった旨の答申が局長になされた。

(3) 今後の審議日程について

特になし。

(4) その他

特になし。

6 配付資料

- ①岡山県最低賃金の改正決定に関する報告文（写）
- ②岡山県最低賃金の改正決定について（案）
- ③特定最賃の必要性審議フロー図
- ④特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（案）